令和3年(2021年) 第6回大阪狭山市教育委員会 定例会議議事録

令和3年(2021年)6月25日 開催

大阪狭山市教育委員会

第6回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

市役所 3 階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘

教育長

山田 順久 教育長職務代理者

田川 宜子 委員

河合 洋次 委員

井上 寿美 委員

出席事務局の職員

山田 裕洋 教育部長

尾島 肇 教育部理事

山本 泰士 こども政策部長

高橋 宏征 教育総務グループ課長

酒谷由紀子 学校教育グループ課長

林部 雅司 社会教育グループ課長

寺本 芳之 歴史文化グループ課長

井上 知久 子育て支援グループ課長

上尾 悦男 放課後こども支援グループ課長

書記

荒川 郁代 教育総務グループ参事

中村 圭吾 教育総務グループ主査

御田 青波 教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

日程第1	議案第9号	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について
日程第2	議案第10号	文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第3	報告第21号	大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委
		嘱及び任命について
日程第4	報告第22号	大阪狭山市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱及び
		任命について
日程第5	報告第23号	大阪狭山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命につ
		いて
日程第6	報告第24号	新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施
		設等における対応について
日程第7	報告第25号	狭山池総合学術調査委員会委員の委嘱について
日程第8	報告第26号	訴えの提起について

閉会

○各グループの報告事項

教育長(竹谷好弘)

改めまして、おはようございます。

定刻でございますので、令和3年第6回教育 委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しております ので、会議は成立いたしております。ご報告い たします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則第20条 第2項の規定によりまして、山田教育長職務代 理者と井上委員を指名いたします。

まず、教育長活動報告につきまして、一覧表にしております。

議事日程1ページをお開きいただきますと、 主なものといたしまして、5月28日、学校訪問 (東小)と書いておりますけれども、これは年 度当初から全ての小中学校を訪問いたしており まして、6月9日までで10校終わりました。全 体的に落ち着いた子どもたちの学校の様子でご ざいました。ただ、いろいろコロナ禍で行動制 限がかかっておりますので、子どもたちも非常 にストレスも抱えているだろうということで、 その辺りのきめ細かい対応を現場へお願いをし てきたところでございます。

5月31日、本会議初日となっております。これは6月議会の始まりの初日で、6月24日の最終日まで6月議会が行われました。6月14日、15日、代表質問、個人質問ということで、様々な教育課題へのご質問をいただき、答弁をしてまいりました。

以上が主な行動内容でございます。よろしいでしょうか。それでは、早速ですけれども議事 に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案 第9号、令和4年度使用中学校教科用図書の採 択についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、日程第1、議案第9号、令和4年 度使用中学校教科用図書の採択についてご説明 いたします。

令和3年3月30日付文部科学省令和4年度使 用教科書の採択事務処理についてという通知文 に基づき、採択事務の流れについてご説明いた します。

お手元の別紙資料の2ページをご覧ください。 中学校用教科書の採択について、令和3年度 においては、無償措置法第14条の規定に基づき、 無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を 除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しな ければならないこととなっています。

また、令和3年度においては、自由社の「新 しい歴史教科書」について、教科用図書検定規 則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係 る年度の翌年度に行われた再申請により、令和 2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発 行されることとなったことから、無償措置法施 行規則第6条第3号により採択替えを行うこと も可能となっております。

その際、資料中ほどの(ア)の項にありますように、採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこととなっております。これにより、今回採択替えを行うことができるのは、中学校社会(歴史的分野)のみとなっております。

また、(イ)の項にありますように、採択替えを行うか否かは、採択権者、その学校を設置する市町村教育委員会の判断によるべきものであること、採択替えを行うか否かの判断に当たっては、大阪府教育委員会が行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえることとなってお

ります。

これらのことを踏まえ、教育委員の皆様には、 令和4年度使用教科書中学校社会(歴史的分 野)の採択替えを行うか否かについて、ご審議 いただきたく存じます。

お手元に資料といたしまして令和4年度使用 教科用図書中学校社会(歴史的分野)の各社の 見本本、それから、文部科学省令和4年度使用 教科書の採択事務処理についての通知文、大阪 府教育委員会令和4年度使用教科用図書選定資 料中学社会(歴地的分野)、また、令和3年度 使用教科用図書選定答申資料中学校社会(歴史 的分野)及び第7回大阪狭山市教育委員会定例 会議事録(抜粋)を配付させていただいており ます。ご覧いただきたいと思います。

教育長(竹谷好弘)

ただいま事務局から説明がありましたとおり、 令和4年度使用教科書中学校社会(歴史的分野)の採択替えを行うか否かについて、これから意見を求めてまいりたいと思います。

教育委員の皆さんからご意見をお願いします。 井上委員。

教育委員 (井上寿美)

事前に大阪府教育委員会の令和4年度使用教 科用図書選定資料の内容を確認いたしましたと ころ、今回新しく発行された自由社の教科書は、 各観点で適切な内容が取り扱われていることが 分かりました。

ただ、現在、本市が採択している帝国書院の 教科書は、本市の教科書選定委員会が取りまと めた答申を基に昨年7月の教育委員会会議にお いて本市の生徒の状況を踏まえて議論し、使用 を決定した教科書です。

現在使用している教科書を採択するに至った 検討の経緯や採択の理由は、大切に取り扱うべ きだと思います。

教育長 (竹谷好弘)

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。田川委員。

教育委員(田川宜子)

私も井上委員がおっしゃったことと同感です。 昨年度の帝国書院の教科書を採択された経緯と して、本市の先生方が授業づくりを進めたり、 生徒が主体的に学習に取り組んだりする上で、 帝国書院の教科書は課題解決学習のためのポイントがちゃんと提示されていて、活用しやすい ということが理由の一つと記憶しています。

本市の教育現場の現状を踏まえまして、引き 続きそのまま帝国書院の教科書を使用するのが 適切なんじゃないかなと思います。

教育長(竹谷好弘)

ほかに。山田委員。

教育委員(山田順久)

質問なんですけれども、現在使用している帝 国書院の教科書につきまして、現場の中学校の 先生方からはどのような意見があるのか聞かせ ていただけますか。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

本日の教育委員会会議に先立って、各中学校 から現在使用している帝国書院の教科書につい て状況を聞き取っております。

各中学校からは、図や資料、写真が見やすく 使いやすいという意見が複数寄せられたほか、 生徒に対する質問が多く設定されているので導 入に活用しやすい、人権に配慮された内容がコ ラムで取り扱われており充実している、また、 多面的・多角的に考えてみようのコーナーは、 課題解決学習に活用しやすいといったような意 見があり、活用しにくいといった意見は特にあ りませんでした。

教育委員(山田順久)

ありがとうございます。

現在使用している教科書が授業を進める上で 見やすい、使いやすい、活用しやすいというこ とで、特に問題がないということであれば、私 は今回、採択替えを行う必要はないのではない かと思っております。

教育長(竹谷好弘)

ほかにございますか。河合委員。

教育委員 (河合洋次)

小中学校の教科書の採択替えは原則として4年間ごととなっています。あと、中学校の先生方は、4年間ごとということは、4年間を見通して指導法を研究されていることと思います。今回採択替えを行うことによって現場の先生方や生徒に混乱が生じて学習に影響が出ないか心配があります。

現在使用している教科書、先ほどご説明いただきました本市の生徒が問題なく活用できているようですので、採択替えは行わないほうがいいと思います。

教育長(竹谷好弘)

ありがとうございます。

ほかにございませんか。意見が出そろったようでございます。

ご意見をお伺いいたしますと、委員の皆様から、今回は採択替えを行わず引き続き帝国書院の教科書を使用することが適切であるというご意見が多かったと思います。ということを踏まえまして、今回は中学校社会(歴史的分野)の教科書採択替えは行わないということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございますので、それでは、日程第1、議案第9号、令和4年度使用中学校教科用図書の採択については、採択替えは行わないということに決定をいたします。

続きまして、日程第2、議案第10号、文化財 保護審議会委員の委嘱についてを議題といたし ます。

担当に説明を求めます。

歴史文化グループ課長 (寺本芳之)

議案第10号、文化財保護審議会委員の委嘱に ついてご説明をいたします。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたし ます。

この委員会は、大阪狭山市文化財保護条例に 基づき設置しております。

文化財保護審議会の委員の任期が令和3年7 月22日で満了することに伴いまして、藪田委員 ほか6人の委員を再任いたしたく提案をするも のでございます。

任期は、令和3年7月23日から令和5年7月 22日までの2年間でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 (竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第10号、文化財保護審議会委員の委嘱については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第21号、大阪狭 山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱 及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、報告第21号、大阪狭山市立学校に おける学校運営協議会委員の委嘱及び任命につ いてご説明いたします。

資料は4ページをご覧ください。

大阪狭山市立学校における学校運営協議会の 設置等に関する規則第7条第1項に基づき、委 員として、こちらにございます10名の方を既に 承認いただいているところです。 表中の一番下の1名の方につきまして、この たび追加で委嘱したく存じます。

期間は、この方については令和3年7月1日 から令和4年3月31日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議 のほどよろしくお願いいたします。

教育長 (竹谷好弘)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員 (井上寿美)

男女の比率、お名前からおおよその想像はつけているんですが、比率はどのような形になりますか。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

全体で3名の方が女性でいらっしゃいます。

(「4名」の声あり)

4名です、失礼いたしました。

教育委員 (井上寿美)

分かりました。4名いらっしゃったらバランス的にはいい感じですかね。

すみません、続けていいですか。

教育長 (竹谷好弘)

はい、井上委員、どうぞ。

教育委員 (井上寿美)

私、今、結果として4名いらっしゃったので、 全然問題ないと思っているんですが、即答じゃ なかったところが逆にちょっと気になりました。 恐らくこれから地域で、みんなで何かをという ときは、やっぱり男女の比率、割合というのは 常々意識しながら委員メンバーを考えていくと いうことが大事ではないかなと思っております。 この名簿に関しましては特に何も意見はござい ません。

教育長 (竹谷好弘)

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第21号、大阪狭山市立学校に おける学校運営協議会委員の委嘱及び任命につ いては承認されました。

続きまして、日程第4、報告第22号、大阪狭 山市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱及び任 命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、報告第22号、大阪狭山市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

資料は7ページをご覧ください。

大阪狭山市いじめ問題等対策委員会規則第3 条に基づき、委員としてこちらにございます6 名の方を既に委嘱任命させていただいたところ です。

表の一番下段にございます市民相談・人権啓 発グループ課長の人事異動に伴いまして、新た に任命したく存じます。

期間は、在任期間として令和3年4月1日から令和4年4月30日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議 のほどよろしくお願いいたします。

教育長 (竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第22号、大阪狭山市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱及び任命については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第23号、大阪狭 山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命につい てを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、報告第23号、大阪狭山市就学支援 委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いた します。

資料は9ページをご覧ください。

大阪狭山市就学支援委員会規則第3条に基づき、委員としてこちらにございます8名の方を 委嘱任命したく存じます。

期間は令和3年7月1日から令和4年6月30 日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第23号、大阪狭山市就学支援 委員会委員の委嘱及び任命については承認され ました。

続きまして、日程第6、報告第24号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

社会教育グループ課長(林部雅司)

それでは、報告第24号、新型コロナウイルス 感染症対策のための社会教育施設等における対 応についてご説明申し上げます。

資料は10ページ、11ページとなります。

前回の教育委員会会議でもご審議いただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策として

4月25日より社会教育施設等を臨時休館していましたが、今月20日で大阪府に発出されていた緊急事態宣言が解除されましたので、21日から条例に定める通常の開館・開場時間で施設の利用が可能となっております。

しかしながら、大阪狭山市も7月11日までの間は、まん延防止等重点措置の区域に指定されているため、大阪府の要請内容を十分踏まえながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、適切な施設の管理運営に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第24号、新型コロナウイルス 感染症対策のための社会教育施設等における対 応については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第25号、狭山池 総合学術調査委員会委員の委嘱についてを議題 といたします。

担当に説明を求めます。

歴史文化グループ課長(寺本芳之)

報告第25号、狭山池総合学術調査委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書の12ページ、13ページをお願いいたし ます。

この委員会は、大阪狭山市附属機関設置条例に基づき設定されております。

委員の8名中、上甫木委員、中川委員、惠谷委員、3名の任期が令和3年7月21日に満了することに伴いまして、この3名の委員を再任として委嘱させていただくものです。

任期は、令和3年7月22日から令和6年7月 21日までの3年間でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご承認いただきますようお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第25号、狭山池総合学術調査 委員会委員の委嘱については承認されました。

最後の日程第8、報告第26号、訴えの提起についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

放課後こども支援グループ課長(上尾悦男)

それでは、日程第8、報告第26号、訴えの提起についてご説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをご覧ください。 訴えの相手方は塩田薫でございます。

訴えの趣旨は、本市の和解金として支払った 517万8,840円及びこれに対する年3分の割合に よる遅延損害金の支払いを求めるものでござい ます。

訴えの理由ですが、相手方は、本市が放課後 児童会運営事業を委託していた法人が雇用する 支援員であったもので、平成28年の市内の放課 後児童会において相手方からわいせつな行為を されたとして平成30年4月19日、利用者である 被害者が相手方本市及び当該法人を被告として 損害賠償を求める訴訟を提起しましたが、令和 2年10月6日、裁判所の和解勧告に従い、被害 者と本市及び法人との間で、本市と法人が被害 者に対し連帯して和解金717万8,840円の支払い 義務を負う等の内容で裁判上の和解が成立し、 同月26日に本市が被害者に対し和解金全額の支 払いを行いました。

その後、本市と法人との間で和解金の負担割合について交渉を重ねた結果、令和3年3月26日に本市と法人の間で和解金の負担割合について和解が成立し、これに基づき同年4月1日、法人が本市に対し負担金200万円を支払ったところです。

本市は、原因者である相手方が行ったわいせつ行為等に関して国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償責任を負うものとして、被害者に対し和解金を支払ったものであり、現在に至るまで相手方から支払いはなされておりません。

以上のことから、同条第2項に基づき求償金 請求の訴えを提起するものでございます。

なお、本件訴訟につきましては大阪地方裁判 所堺支部に訴えを提起し、補償行為につきまし ては弁護士に委任する方針でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご 審議いただき、ご承認くださいますようよろし くお願い申し上げます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第8、報告第26号、訴えの提起について は承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す るため、署名する。 教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員